

交通事故減少便益の原単位について

《検討の背景・経緯（精神的損失額の考慮）》

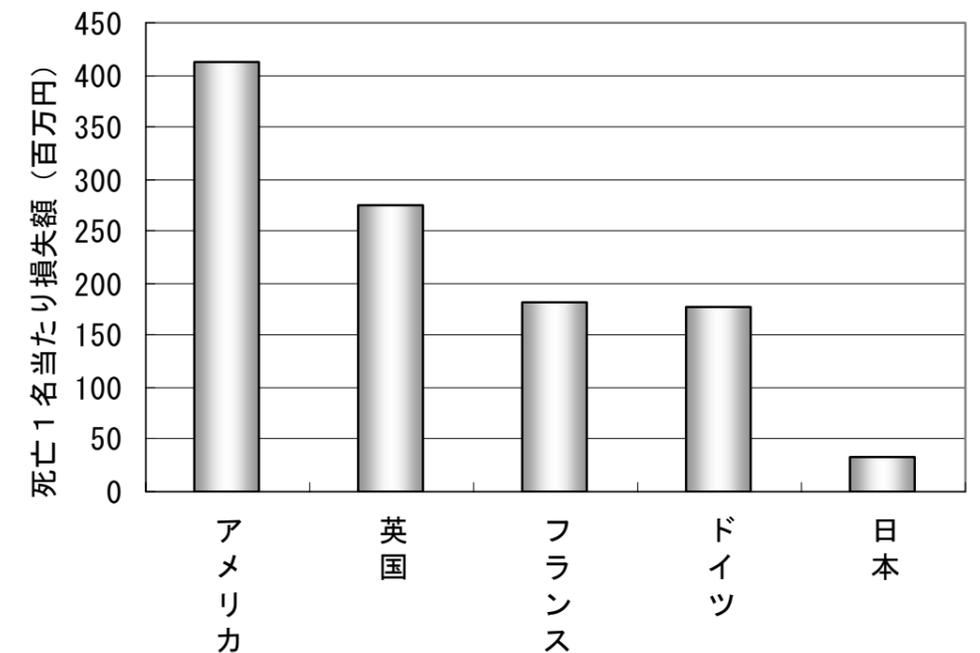
- ◆ 日本は諸外国に比べて死者1人当たりの損失額が低い。
- ◆ 道路事業評価手法検討委員会において、諸外国では金銭的損失に非金銭的損失として精神的損失額を加えており、わが国においても精神的損失額について検討するよう指摘される。

・精神的損失額；交通事故の発生により被る痛み、苦しみなど
精神的な影響

- ◆ 内閣府の研究※1において、死亡事故に対する精神的損失額をCVM手法※2を用いて算定(2.26億円/人)し、人的損失額に加算することを提案。

- ◆ 国土交通省※3では、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」を改定し、死亡に関する精神的損失額について、内閣府の調査結果を適用することとした。(H20.6)

- ・内閣府の報告書でとりまとめられた精神的損失額(死亡)の公共事業評価への適用の妥当性について確認
- ・今後、精神的損失額の計測事例の蓄積状況を踏まえ、必要に応じて、見直しを検討



【死亡1人当たり損失額の諸外国比較】

「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究報告書(内閣府、H19.3)」、「各国の交通事故損失額の算定方法に関する調査業務(国総研、H19.2)」より作成

《交通事故減少便益の算出方法の見直しについて》

- ◆ 「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」を踏まえ、死亡事故の損失額に、精神的損失額を加える方向で見直してよいか。

※1 「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査研究報告書」(内閣府、H19.3)

※2 CVM手法(死亡事故の例)：交通事故による死亡リスクを削減する対策のために、いくらまでなら支払っても構わないかをアンケート形式で調査する手法

※3 学識経験者からなる「公共事業評価手法に関する検討会」(大臣官房技術調査課)で検討